

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

館山市長

公表日

令和5年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第15号 内閣府総務省令第5号第15条 館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第9項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条 別表第二 第20号 内閣府総務省令第7号第14条 別表第二 第21号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条 別表第二 第30号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条 別表第二 第37号 別表第二 第38号 内閣府総務省令第7号第24条 別表第二 第50号 内閣府総務省令第7号第26条の4 別表第二 第53号 内閣府総務省令第7号第27条 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条 別表第二 第61号 内閣府総務省令第7号第32条 別表第二 第62号 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二 第64号 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二 第70号 内閣府総務省令第7号第39条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条 別表第二 第90号 別表第二 第94号 内閣府総務省令第7号第47条 別表第二 第104号 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条 別表第二 第116号 内閣府総務省令第7号第59条の2 別表第二 第119号 内閣府総務省令第7号第59条の3 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二第9項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課保護係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3491

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月4日	3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案) 別表第一	番号法第9条第1項 別表第一 第15号 内閣府総務省令第5号第15条 館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第7項	事後	
平成28年1月4日	4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案) 別表第二	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二第7項	事後	
平成29年3月1日	II-1	平成27年10月1日	平成29年2月1日	事後	
平成29年3月1日	II-2	平成27年10月1日	平成29年2月1日	事後	
平成29年6月29日	II-1	平成29年2月1日	平成29年6月1日	事後	
平成29年6月29日	II-1	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年6月29日	II-2	平成29年2月1日	平成29年6月1日	事後	
平成29年6月29日	III	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成30年5月7日	I-3	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第7項	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第9項	事後	
平成30年5月7日	I-4 ②	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二第7項	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二第9項	事後	
平成30年8月1日	I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成30年8月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供が可能な根拠規定】 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二 第61号 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二 第62号 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二 第64号 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二 第70号 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第94号 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二 第104号 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号	【提供が可能な根拠規定】 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条 別表第二 第18号 内閣府総務省令第7号第13条 別表第二 第20号 内閣府総務省令第7号第14条 別表第二 第21号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条 別表第二 第30号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条 別表第二 第37号 別表第二 第42号 内閣府総務省令第7号第24条 別表第二 第38号 内閣府総務省令第7号第24条 別表第二 第50号 内閣府総務省令第7号第26条の4 別表第二 第53号 内閣府総務省令第7号第27条 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条 別表第一 第61号 内閣府総務省令第7号第	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I.関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供ができる根拠規定】</p> 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条 別表第二 第20号 内閣府総務省令第7号第14条 別表第二 第21号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条 別表第二 第30号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条 別表第二 第37号 別表第二 第38号 内閣府総務省令第7号第24条 別表第二 第50号 内閣府総務省令第7号第26条の4 別表第二 第53号 内閣府総務省令第7号第27条 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条 別表第二 第61号 内閣府総務省令第7号第32条 別表第二 第62号 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二 第64号 内閣府総務省令第7号第	<p>【提供ができる根拠規定】</p> 1. 番号法第19条第7号及び別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120号) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用とに関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 館山市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二第9項		
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		44105		
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か		44105		
令和3年12月22日	I - 4	②番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	